

第 167 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 11 月 29 日 (水) 14:00～16:10
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価事前配慮書に関する審議 (第 1 回)
出席者 25 名	◇審査会委員：9 名 太田委員，沖村委員，川井委員，島委員，武田委員 藤川委員，藤原委員，楨村委員，山下委員
	◇環境局職員：11 名 広瀬環境局長，斉藤環境保全部長，磯部環境保全指導課長 植木水・土壌担当課長，中村自然環境共生課長 他事務局 6 名
	◇事業者：7 名 熊本鉄構株式会社 太陽光事業部 山崎部長 他 6 名
公開・ 非公開	一部非公開 (傍聴人 0 名)

○開会

- 【議 長】** 本日は，先生方にはお忙しいところ，ご出席いただきましてありがとうございます。
ただいまから，第 167 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
本日は，(仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価事前配慮書に関する審議を予定しております。
それでは，事務局，よろしくお願ひします。
- 【自然環境共生課長】** 本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

- 【自然環境共生課長】** 続きまして，審査会意見の作成について，先生方にご審議のお願いを申し上げます。お手元に「第 812 号」と書いた審議依頼の文書をお配りしておりますので，ご確認ください。
それでは，環境局長の広瀬よりご審議をお願い申し上げます。
- 【環境局長】** 平成 29 年 11 月 10 日に事業者であります熊本鉄構株式会社より，(仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価事前配慮書が提出されました。つきましては，市長意見形成にあたりまして，審査会よりご意見を賜りたいと存じます。本来であれば市長からご審議をお願い

い申し上げるところでございますが、公務のため、私、環境局長の広瀬よりご審議をお願い申し上げます。

《審議依頼を読み上げ》

【自然環境共生課長】 局長の広瀬でございますが、公務のため、これにて退席させていただきます。

《環境局長 退席》

【議長】 ただいま市長から意見を求められました件につきまして、本審査会においてこれをお受けし、審議を行っていきたいと思います。

この後の議事では、貴重な動植物等に関する報告が一部含まれていると聞いております。貴重な動植物等に関する情報につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 5 号に定める事務事業執行情報に該当することから、本審査会の運営規程に基づき非公開とすることができるとなっております。本日の審議のうち貴重な動植物等に関する報告に当たりましては非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

【議長】 それでは、後ほど貴重な動植物等に関する報告を受ける際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。事業者を入室させてください。

《事業者入室》

【議長】 事務局より、事業者のご紹介をお願いいたします。

《事業者の紹介》

【議長】 それでは、事務局から資料 1 について説明をお願いします。

《事務局より、

資料 1 (仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る
環境影響評価事前配慮書手続について

を説明》

【議長】 続いて、事業者の方より、事業計画の概要及び地域の概況について説

明をお願いいたします。

《事業者より、

資料3 (仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る
環境影響評価事前配慮書のあらまし より、
事業計画の概要

を説明》

【議長】 ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

【委員】 資料3に追加で挿入されている航空写真には新名神高速道路が入っています。2ページのこの地図は訂正していただけるということでしょうか。

【事業者】 この地図の複製元の図にはまだ新名神高速道路が入っていませんでしたが、新名神高速道路の位置を書き加えた図を次回の審査会でお示しします。

【委員】 新名神高速道路が通過しているトンネルの上も造成するのでしょうか。

【事業者】 はい。資料3の6ページをご覧ください。赤色で囲んだ部分が事業実施区域です。この区域の南側の東西の幅が最も細い部分の下をトンネルが通っています。トンネル上には太陽光パネルを設置せず、管理用の道路を通し、それ以外は造成緑地を設ける予定です。いわゆる発電施設はトンネル上には設置しません。

【委員】 そのことが分からないため、これらの地図の中にトンネルの位置を入れていただきたいと思います。

【事業者】 分かりました。

【委員】 なぜ事業実施区域がこのような形になったのでしょうか。非効率な形のように思うのですが。

【事業者】 1点目は地形によるものです。2点目はこの区域には埋蔵文化財があったため、その部分を全て改変区域から外した上で、我々が所有している土地を最も有効に使えるよう検討したところ、このような形になりました。第1案、第2案では北側にも発電施設を建てる計画にしていたが、その部分に埋蔵文化財があったため、そこを全部外すとこの案になりました。

【議長】 そうではなく、なぜ事業実施区域がこのような細長い形になったのか教えてください。

【事業者】 基本的には、出来るだけ太陽光パネルを南に向けたいということと、造成面積を少なくしたいということで考えています。出来るだけ自然の地形を利用した計画にしました。

【委員】 先ほど、九州で幾つか太陽光発電所をつくっているという話がありましたが、それは今回と同じような山地につくっているのでしょうか。

【事業者】 そうです。ただし、今回のような 12MW という大きな規模は初めてです。2MW 程度の規模のものは持っています。その施設も同じ体系で手続を進めた経験がありますので、その意味では今回ご指摘の内容は熟知していると思っています。

【委員】 九州の施設も環境影響評価手続をしているということでしょうか。

【事業者】 いいえ、環境影響評価手続が必要な規模ではありませんでした。

【委員】 断面を A-A の 1 か所でとっていますが、断面をとる数が少なすぎると思いますので、それぞれの代表的な断面図をつくっていただきたいと思います。またこの断面だけでは法面の大きさが分からないですし、1 段が 5m になっていると説明されても、感覚的にそれが分からないので、南北方向の断面図も入れていただきたいです。パネル用地①、②、③とあり、①は平坦ですが、②、③の傾斜が分かりません。特に②は、南向きか西向きかどちら向きの傾斜になっているのか、パネルは南向きに設置するというようなことが分かりません。

【事業者】 西向きの傾斜になっています。

【委員】 パネルの方向は南向きでしょうか。

【事業者】 本来は南向きにしたいのですが、地形の傾斜にあわせて、西向きにしています。

【委員】 そうすると、景観に関して、事業実施区域の西側に住居密集地がかなりありますが、西側の地点が選定されていないのではないのでしょうか。北東側は選定されていますが、やはり西側の地点も必要だと思います。

【事業者】 おっしゃるように西側は、有馬川を渡ったところに住宅地があります。

【委員】 その住宅地に多くの方がお住まいなので、そこから見た景観はどうなるのかを知っておきたいです。資料 3 の 17 ページを見ると、No. 5 だけが北西側で、それ以外が東側になっていますよね。

【事業者】 No. 3 と No. 5 が少し北寄りになっていますが、西側の地点として選定しています。

【委員】 どちらかというところらの地点はやはり北西側になると思います。やはりパネルの傾斜に面した方向のほうが反射光が起きやすいと思います。

【事業者】 現況の西側からの写真は次回資料として提出しますが、西側を外しているのは事業実施区域が見えないからです。

【議長】 他にはよろしいですか。それでは、引き続きご説明をお願いします。

≪事業者より、

資料 2 (仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る

環境影響評価事前配慮書

第2章 事業実施区域及びその周辺の概況

資料4 現場写真集

を説明》

- 【議長】 それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。景観について先ほどの委員がおっしゃっていたのは、予測地点として事業実施区域の真西の地点を選定してほしいということだと思います。
- 【事業者】 実際に現地に行くと、西の方はなだらかに下っていく地形になっており、西側から見ると事業実施区域を見上げるような形になるため、事業実施区域の中が見えません。地点 No. 1 から No. 6 のうち No. 3 以外の 5 地点については、事業実施区域の中が見えません。No. 3 の神鉄道場駅は、地上から 15m ぐらい上がったところから撮影しているため、事業実施区域が確認できます。
- 【委員】 この近くに自然歩道が通っているということですが、その自然歩道のどの場所からもこの事業実施区域は視認できないのでしょうか。
- 【事業者】 資料2の2-50ページに自然歩道の位置を書いています。事業実施区域の南側も山合いになっており、山に隠れて自然歩道からは改変区域が確認できません。
- 【委員】 どこからも見えないということですね。
- 【事業者】 そうですね。事業実施区域の周りは残置森林とする計画にしていますので、植生で改変区域が確認しにくい計画となっております。
- 【議長】 他によろしいですか。
- 【委員】 No. 3 の神鉄道場駅からの写真で、ちょうど谷間のような形のところなので、西側の残地森林のほうが上がっていますよね。そうすると、このあたりから南にかけての住宅地や高台から見たときに、どのように見えるのかあるいは見えないのか教えてください。
- 【事業者】 資料4の図1の写真を見ていただきますと事業実施区域の南西側に小高い山が存在します。そのため神鉄道場駅から南に行くと、この山が邪魔をして事業実施区域が確認しにくい位置関係になります。
- 【委員】 分かりました。事業実施区域の西側の住宅地の鹿の子台付近からの見え方というのは、神鉄道場駅からの予測だけで十分だということでしょうか。
- 【事業者】 そのとおりです。
- 【自然環境共生課長】 西側から見えないということであれば、見えないことが分かる写真を資料としてご提出いただくのが適切であると考えます。その辺りの住宅地から撮った写真も併せて資料を提出していただきたいと思います。

【事業者】 分かりました。

【議長】 よろしいですか。他にないようでしたら、続いて、事前配慮事項について説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料3 (仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る
環境影響評価事前配慮書のあらまし より、
事前配慮段階環境影響評価項目について

を説明》

【議長】 ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】 工事用車両はどういう経路で入ってくるのでしょうか。

【事業者】 資料2の1-13ページに工事用車両の走行ルートを載せています。中国自動車道から国道176号線を通って、事業実施区域の南側から進入するというルートになっています。

【委員】 騒音・振動の測定地点はどこですか。

【事業者】 騒音・振動は、土工事・建設工事の影響について予測を行っております。

【委員】 工事用車両が通行することによる影響の予測はしていないのですか。

【事業者】 工事用車両については、多くても1日10台程度の通行となるため、周辺道路への影響はないと考えています。

【事業者】 補足します。工着手時に重機を一旦敷地へ搬入すると、造成工事が終わるまで重機は敷地外へ出ません。また、台数も少ないです。他には電気工事等でパネルの搬入を行う程度です。建築現場のように生コンクリート車が走ることもありません。

【委員】 それに関して質問します。木を伐採すると思いますが、伐採した木は場内で処理されるのでしょうか。

【事業者】 はい。

【委員】 チップ等にしますか。

【事業者】 チップにして場内で利用することを検討しています。現在のところ、バイオマス燃料として利用するということは考えていません。

【委員】 チップとして利用する場合は搬出されるのですよね。

【事業者】 場内に置く場合もあります。パネルの下に敷きます。

【委員】 そのために車が入り出すことはないということですね。

【事業者】 場外へ搬出する場合は車が入り出すことにはなりますが、現時点でそのようなことは考えていません。

【委員】 ただ、搬出されるのであれば、それに伴い交通量は生じます。

【事業者】 基本的には搬出しません。

【委員】 資料3の13ページで、土石流危険渓流について、評価の4行目から、「土石流危険渓流についても、いずれの計画においても急勾配の渓流を盛土する計画であり、兵庫県の林地開発許可申請の基準に適合する計画」と書いておられます。急勾配の渓流を盛土するということは、盛土した後に危険な事態も考えられるかと思うのですが、盛土した上にパネルを設置されるのですか。

また、この場合の林地開発許可の申請に適合するというのは、何をもって適合しているのか、調整池は下に設けられているのか、その調整池と急勾配の渓流の位置関係がどうなっているのかを教えてください。

【事業者】 資料3の6ページの左側の事業計画平面図をご覧ください。このとおり洪水調整池を5カ所を設けています。北西部の一番北側の調整池が土石流危険渓流の末端になります。ここが一番谷部です。

6ページの右側に造成計画図がありますが、緑色に塗っている部分が先ほどの土石流危険渓流の矢印の2本分に該当します。ここに地下防災として暗渠を埋設して、それに加えて埋設工としてふとんかご堰堤を内部に設けます。要するに、まず地下の排水及び盛り土部の安定を図るという防災処置を実施します。

そして表面は、通常は盛土であれば1:1.8の勾配や1:2.0の勾配にするのですが、現時点での計画ではこの場所についてはそれよりもさらにゆるい1:3の勾配で盛り上げ、安定計算上も勾配がゆるいので安全なほうに計画しております。

【委員】 よく分かりました。ちなみに林地開発許可の基準というのは何の基準ですか。勾配ですか。

【事業者】 盛土勾配や調整池の基準です。調整池の基準については、林地開発の基準を採用するのではなく、兵庫県が重要調整池技術基準を設けていて、その基準に基づいて設置するという決まりになっています。法面勾配は林地開発の基準にあわせて設計します。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 複数案として3案を設定されていますが、どのような観点からこの3つの案を設定したのか教えてください。

【事業者】 第1案は現況の図面をもとに、できるだけ平坦地を増やしてパネルが設置できるように作成しました。しかし、第1案の北側の平坦地周辺に埋蔵文化財の東山中古墳等が集中して存在したため、北側の平坦地は造成しないこととする第2案を作成しました。その後、教育委員会において試掘調査が進み、南下の細長い部分にも小さい埋蔵文化財等が点在したため、その場所を回避するような計画としたのが第3案です。

- 【委員】 一般論として複数案を設定する趣旨は、ある案があつてその問題点を解消していくために代替案を設定するというのではなく、例えば森林の伐採面積を減らす観点、あるいは規模の観点といった別の観点から幾つかの案を設定し、それぞれのいい点、悪い点を検討するというのが本来の複数案の設定の趣旨であると考えます。
- 【事業者】 先ほど埋蔵文化財について説明しましたが、やはり環境影響評価を行うにあたって敷地の改変面積を少なくするという観点からこの形状になっているのも事実です。
- 【委員】 どの案も切土、盛土の面積自体はそれほど規模は変わりませんよね。新名神高速道路が通るトンネルの上は、実質的には管理するための道路を通すだけとのことですし、その南側はパネルの面積としては全体から見るとそれほど大きくないので、例えば北側の部分だけを設置して北側から出入りするという案も考え方もあるのでないかと思ったのですが、そのような検討はされていません。
- 【事業者】 我々も進入路については検討しましたが、北側からの進入は少し難しいです。
- 【委員】 第3案は北西部に進入路が設定されていると思うのですが。
- 【事業者】 これは造成工事ではなく電気工事と緊急時の管理用に軽自動車が通行できる程度の道路をつくる計画としています。
- 【委員】 資料2の3-69ページに埋蔵文化財の位置が書いてあり、1-7ページに第3案の地形が書いてあります。地形が非常に複雑になっていますし、埋蔵文化財の確認場所を外すということで大変工夫されたのだろうと思います。ところで、第3案で埋蔵文化財の確認場所を全部回避したと書いてありますが、3-69ページのBについては、工事区域の中に入っているのではないのでしょうか。
- 【事業者】 Bは改変区域には入っていません。
- 【委員】 3-69ページのBの位置を1-7ページの図に落とすと、切土のところが重なります。
- 【事業者】 Bの位置がずれているようです。神戸市の教育委員会に立ち会っていただいて、測量会社が現地で測定して、図面を作成しています。地図上に位置を示す際に誤ったと思います。次回、訂正したものを提出します。
- 【委員】 地球温暖化の予測において、CO₂排出係数は現行のものを用いていますが、将来の排出係数を用いるとCO₂削減量は減るため、やはり将来の排出係数を用いるのがより適切だと思います。この施設が稼働するのは何年度になるのでしょうか。
- 【事業者】 2019年の予定です。
- 【委員】 何年まで稼働するのですか。

- 【事業者】 そこから20年間です。
- 【委員】 予測時期を2019年にするか2039年にするかは別として、その時点での排出係数を使っていただくべきだと思います。
次に、2039年以降はパネルを撤去するのですか。
- 【事業者】 関西電力に売電するのですが、20年後も事業としては継続したいと思っています。借地ではなく、所有地ですので事業を継続することは可能です。
- 【委員】 もし撤去される場合は、やはり森林に戻していただきたいと思います。その点で気になったのですが、管理用道路沿いに造成森林をつくっておられますが、これがあるために例えばパネルの搬出がしにくくなることはないのでしょうか。
もう1点確認ですが、全体として視認性がなく、景観には影響がないというご説明でしたが、その場合、山の影になって光が当たりづらくなるのですか。
- 【事業者】 パネルが山の影にくるといえることですか。
- 【委員】 はい、影になって、光が当たりづらくなりませんか。将来、森林が成長すると、さらに光が当たりづらくなりませんか。
- 【事業者】 20年間は維持管理をします。この敷地内で残置森林の木が大きくなり、パネルに影が当たるようになれば枝を取ったり、草が生えてきたら草を刈ります。しかし、残置森林の木を伐採するということは絶対ありません。
- 【委員】 伐採はしないのでしょうか、木の高さが高くなったらどうするのですか。
- 【事業者】 パネルを設置するのに影響がないように、パネル設置用地近くについては森林ではなく緑地にする計画です。
また、周辺は山ですし、森林法で山の管理も誓約しますので、森林については適正な管理を行っていく計画です。
- 【委員】 その森林の管理というのは、条例等で規定されている範囲を想定されているのですか。
- 【事業者】 許可を得るときに残置森林を残したり管理するというのは誓約書を提出します。
- 【委員】 許可権者は神戸市ですか。
- 【事業者】 兵庫県です。
- 【委員】 近畿自然歩道と工事用車両の進入路が重なっていますが、工事中は1日何台ぐらい車が入るのですか。
- 【事業者】 造成工事に関しては、最初の1日か2日だけ重機が入ります。それ以外には、通勤車両が毎日通ることになり、これが主になります。
また、調整池が5か所ありますが、この工事をするときにコンクリー

ト車が通ります。しかし、5カ所同時に工事をするのではなく、1カ所ずつ工事するので、1日に何十台という単位で生コン車が通ることはないです。

- 【委員】 既存の道路を通るとすると、結構狭そうな道ですね。
- 【事業者】 この道路は幅が4.5mぐらいの道路です。
- 【委員】 もし、ここを通るとしたら安全にも配慮してほしいです。
- 【事業者】 分かりました。
- 【事業者】 補足します。資料4のNo.6に神戸セミナーハウス駐車場付近の写真がありますが、正面に通ってる道路ぐらいの幅が続いているものと考えてください。
- 【議長】 他はいかがでしょうか。
- 【委員】 事前配慮書の3-8ページに選定項目の一覧表があり、工事関係車両の走行については三角になっているので、事前配慮段階では選定していないということですよ。
- 【事業者】 そうです。
- 【委員】 出来れば資料3のあらましにも選定した項目だけではなくて、選定しなかった項目についても示していただいたほうが分かりやすいと思います。
- そして、このあらましの10ページの大気質の評価において、工事用車両の走行による影響については稼働を平準化して排出量を低減するとなっています。当然、そのように配慮していただきたいのですが、事前配慮段階で工事用車両の走行については選定しないとしながら、大気質への影響についてだけ記載があり、騒音や振動についてはその記載がないというのは統一性に欠け、分かりにくいと思います。
- 【事業者】 騒音と振動については、工事の実施による影響の評価をしており、このように記載しております。
- 【委員】 それは分かるのですが、工事用車両による影響を含めるのか含めないのかという点で一貫性がありません。特に大気質については、もし工事用車両による影響を見るのであれば、南側から工事用車両が入るので、この予測地点No.1とNo.2では不適切だと思います。
- 【事業者】 工事用車両については日々通るという計画ではないですし、走るとしても1日10台程度です。
- 【委員】 そのような理由から事前配慮段階の環境影響評価項目として選定しないということは理解できるのですが、選定しないのであればここに中途半端に書かない方がよいということです。
- 【事業者】 ここに書いている工事用車両の走行とは、造成工事における工事用車両の走行であり、敷地内を走行する車両ということです。敷地内を走る

車両台数は時期によって変わり、最盛期は重機の台数が多くなりますが、この最盛期を過ぎると工事用車両も台数は多くないですし、最盛期の台数の平準化という意味で記載しました。

【委員】 分かりました。

【委員】 資料2の3-20ページの地点No.1, No.2での予測を行うことにより、工事現場の西側と東側の直近民家に関しては影響評価ができていますが、北側の2軒への影響を配慮できているのでしょうか。当然、北側の民家のほうが工事現場から離れているため問題ないとは思いますが、風向きによっては粉じんが北側へ飛散したり、振動の方向は地質と関係したりするので少し気になりました。北側の民家に対しても2カ所の予測地点で最大限に配慮できているという理解でよいですか。

【事業者】 資料2の3-23ページから3-25ページに第1案から第3案の事業工事施工範囲を示しています。第1案、第2案については事業実施区域の北側を施工する計画としており、工事施工範囲と予測地点及び北側の敷地境界線との位置関係から、予測地点No.1, No.2が最も影響のある場所と考え、北側を外しています。

【委員】 風向きは問題ないですか。

【事業者】 北西方向からの風が多く、風向きを考慮しても北側は風上になるため、影響は少ないと考えます。

【委員】 そういう意味で南側も掘削工や盛土工を行い、その南側にセミナーハウスがあります。なぜ予測地点として事業実施区域の南側を選定していないのですか。また台数が少ないとはいえ、重機や通勤車両が通るのですよね。北側は2カ所選定しているのに、南側は全く選定していないのは不適切だと思います。

【事業者】 資料2の3-31ページから3-33ページに騒音・振動の予測地点及び工事最盛期の騒音・振動発生源の平均的な位置を示しています。工事施工範囲の中央から北にかけて発生源が集中するため、南側は外しました。資料には載せていませんが、南側も予測をしており、No.1やNo.2より数値が低いことを確認しています。

【委員】 セミナーハウスへ歩いて行く人も結構いると思います。セミナーハウス等の南側への影響もあるのではないですか。できれば南側ももう一度調査していただきたいです。

【事業者】 既に調査した結果がありますので、次回の資料として提出します。

【議長】 他には、よろしいでしょうか。

それでは、ここからの説明に貴重な動植物等に関する情報が含まれますので、会議の冒頭で決議しましたとおり、ここからの審議は非公開とさせていただきます。

それでは、資料の配付をお願いします。

《資料5 貴重種資料 配付》

【議長】 それでは、植物・動物についての説明をお願いいたします。
《事業者より、

資料2 (仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る
環境影響評価事前配慮書
第2章 2.2.4 植物・動物の文献調査
2.2.5 植物・動物の現地調査
資料5 貴重種資料

を説明》

【議長】 ただいまのご説明に対してご質問がございましたらお願いします。

【委員】 資料5の2-36ページのヒメヨモギの南側に□があり、そこにヒメミコシガヤがあるはずです。

【事業者】 今回は確認できませんでした。少し右側の開けた場所の、マツがあるところですか。

【委員】 はい、□にあります。

【事業者】 それは見落としてしまいました。

【委員】 □にもテイショウソウがあるはずです。

【事業者】 □までは調査しておりません。確かに、この地域はかなりたくさん
さんのテイショウソウが確認されました。

【委員】 ため池の中はどうでしたか。

【事業者】 過去の文献でヒツジグサの生育が記録されていたので、かなり注意して確認しましたが、そもそも浮葉植物が生えていない状態でした。

【委員】 シャジクモ類はありましたか。

【事業者】 シャジクモ類も見当たりませんでした。

【委員】 8月に調査されたのですか。

【事業者】 はい。

【委員】 ここのため池の水深はどれぐらいか参考までに教えてください。

【事業者】 池によりますが、胴長靴を履いても中心部までは入っていけないぐらいの水深はあります。

【委員】 北側の小さなため池や、事業実施区域中央の発電パネルを設置する付近の2つのため池も同じぐらいの水深ですか。

【事業者】 そうですね。ここに図示されているため池はどれもそれなりの水深があります。ここに図示されていませんが、ヒメカンアオイが発見されているあたりにもため池があり、そのため池も中心部に入っていけないほ

どの水深でした。

【委員】 8月の調査では、例えばカスミサンショウウオは確認できていないですよね。

【事業者】 過去に記録があったため、網を入れて探しましたが、今回の調査では確認できませんでした。

【委員】 2月頃にもう一度調査する必要がありますね。

【事業者】 そうですね。やはり卵で探すのが一番探しやすいと思います。

【委員】 この事業実施区域の中にはないですが、少し東側でオオタカが営巣する場所があるという情報があります。痕跡等はなかったでしょうか。

【事業者】 猛禽類についても、里山林になっていますので、営巣跡等がないかなかなり注意して見ましたが、巣跡はなく、調査期間中に上空を猛禽類が飛んでいる状況も確認されませんでした。2日間しか調査していませんし、林内を歩いていますので、上空を通過した個体を見逃している可能性も否定できません。しかし、事業実施区域内で営巣している可能性は低いと思っております。

【委員】 ただし、猛禽類、特に指標動物としてよく使われるオオタカは、営巣場所が事業実施区域内にはなくても、そこを利用している可能性がありますし、事業実施区域から反射光が出る場合、営巣に対して障害になるのではないかという懸念があります。したがって、やはり事業実施区域外であっても近い場所にそういうものがあるかどうかをかなり注意して調べるべきだと思います。調査時期が8月だと営巣時期が終わっていますので、その懸念が残ります。

【委員】 生態系を把握するために、出来れば植生図を書いてほしいと思います。環境省の植生図は少し粗いので、区分した群落ごとについて必ず植生調査をしていただきたいと思います。

【事業者】 現地調査を行う必要があるということでしょうか。

【委員】 はい。

【事業者】 環境省の植生図は事前に確認しており、おっしゃるとおり粗いのですが、その地域の植生をある程度反映していると判断し、今回は植生図までは作成しませんでした。現地調査でそういう調査をしたほうがいいということでしょうか。

【委員】 はい。おそらく環境省の植生図は2万5000分の1ですので、このスケールに合わせてやはり調査し直してほしいと思います。

【事業者】 検討します。

【委員】 調査時期が8月のみですので、やはり四季を通じた調査を検討してほしいです。植物でも春先にしか地上に出てこない種もあるかもしれないですし、特に昆虫は季節によって生息状況が激しく変化します。

- 【委員】 水生昆虫の場合は、おそらく8月のみの調査では確認できない種が出てくると思います。先ほどの委員がおっしゃったようにカスミサンショウウオは基本的に隠れている生き物ですので、繁殖期以外は生息するかどうかを把握するのは非常に難しいです。しかも、調査期間が2日間というのは非常に不十分だと思います。
- 【委員】 貴重種の保全計画をつくってほしいと思います。環境は放置していると変わっていくため、改変しないところに生育・生息する種でも生育・生息できなくなる可能性があります。ここにはヒメカンアオイも生育していますが、その場所をそのまま放置していると、おそらく林が暗くなり生育できなくなる可能性があります。そのため、保全計画をつくってほしいと思います。この周辺にはギフチョウも生息しているようです。
- 【事業者】 そうですね。記録があるようです。
- 【委員】 そのためにもきちんと管理してほしいと思います。こここのヒメカンアオイを利用してる可能性は高いです。
- 【事業者】 そうですね。この周辺に記録があるので、ヒメカンアオイを利用している可能性は十分あると思います。
- 【議長】 他には、いかがでしょうか。
- 【委員】 新名神高速道路からは太陽光パネルは見えることになりますか。
- 【事業者】 見えません。
- 【委員】 新名神高速道路の東側からも見えないのですね。
- 【議長】 他にございますでしょうか。
- 【自然環境共生課長】 あらましの19ページの地球温暖化の評価ですが、伐採した森林が吸収するCO₂量の83倍から90倍を太陽光発電所の稼働により削減でき、温暖化対策に寄与するという評価をされています。実際は、伐採する森林は成熟していますので、CO₂の固定量はほぼ安定しているはずですが。ここに書かれている理屈は、植林したばかりのところであれば、日々CO₂を吸収し成長していくということで成り立つ話だと思います。しかし、今回の場合は成熟した森林ですので、固定量はほとんど増減がないはずだと思います。もし、この評価をされるのであれば、伐採した森林を焼却するのか、チップとして利用するのか分かりませんが、時間の差はあったとしてもいずれは自然に朽ちてCO₂が大気中に放出されてしまいますので、太陽光発電によって、火力発電所での化石燃料の使用に伴うCO₂をどれだけ削減することができるのかを評価する必要があると思います。計算はしていませんが、おそらく1年や2年で相殺できるような量ではないと思います。
- 【議長】 確かにそうですね。これだけの削減効果があるとは思えないので、もう一度計算し直してください。

【事業者】 はい、分かりました。

【議長】 他には、いかがでしょうか。

それでは、事業者の方、説明ありがとうございました。退席していただいて結構です。

《事業者 退室》

【議長】 今後の予定につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 本日、先生方からいただいたご意見、ご質問等について、十分お答えができなかったもの、資料として提出するようご指示があったものについては、次回までに必要な追加資料を準備します。

それでは、これもちまして審査会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。